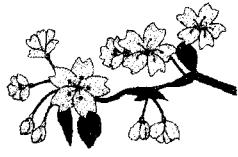




第十三回定期総会議案書



日時： 平成11年4月11日（日） 13時～

場所： 敬愛大学 講堂（学生ホール棟2階205号室）



さくら山王自治会

第十三回定期総会議案書

目次

1. 平成10年度事業報告.....	1
2-1. 平成9年度3月分会計報告(前総会にて口答報告済) ..	7
2-2. 平成10年度会計報告.....	8
3. 平成10年度消防団後援会収支報告 ..	9
4. 平成10年度監査報告書.....	10
5. 平成11年度事業計画案.....	11
6. 平成11年度予算案.....	13
7. 平成11年度自治会幹事役員案 ..	14
8. 平成11年度役員(班長)名簿.....	15
9. 平成11年度各協定運営委員案 ..	16
10. 自治会規約改正案(平成11年度).. 別添1 ・自主防災活動要領の制定	
11. 自治会規約改正案(平成12年度).. 別添2 ・共有施設維持管理組合統合 ・集会所建替え等積立金	

自治会総会議事次第

- ① 開会の辞・総会成立宣言
- ② 会長挨拶・議長指名
- ③ 議長挨拶
- ④ 議事

- 1. 平成10年度事業報告・承認
- 2. 平成10年度会計報告・承認
- 3. 平成10年度消防団後援会収支報告・承認
- 4. 平成10年度監査報告書・承認
- 5. 平成11年度事業計画案・承認
- 6. 平成11年度予算案・承認
- 7. 新役員の紹介・承認
- 8. 自治会規約改正案・承認

- ⑤ 役員代表挨拶(新会長)
- ⑥ 議長挨拶
- ⑦ 閉会の辞

平成10年度 事業報告

I. 活動の総括

第十二回定期総会（平成10年4月12日開催）にて承認された事業計画の中から主要項目についての活動概要を報告する。

尚、定常的に行われる活動については各専門部の詳述を参照願いたい。

① 物井駅前の放置自転車と駐輪場利用問題

物井駅改築に伴い、駅前一帯が自転車放置禁止区域に指定されるのを契機として、物井駅前駐輪場の利用条件緩和措置の為の折衝が自治会／佐倉市／四街道市によりすすめられた結果、利用料金の特別価格の適用、800メートル制限の適用除外が図られた。一時預かり制度の導入を推進すべく、四街道市役所と折衝を継続してきたが、一時預かり機具設置費等の経費の点で難航している。一方、放置自転車の数は駐輪場利用が促進された事もあり、駅改築前と比較し激減しており、山王住民が安心して往来できる環境になりつつある。

② 組織／運営、班編成の見直しと検討

佐倉市で最大規模の当自治会の運営効率化と班編成のアンバランス解消を図るべく、幹事会／役員会にて検討を重ねてきた。班編成については、一班の構成世帯数が少ない班は今後の増加が見込める事（不在地主、転売）から今回は対象外とし、構成世帯数の非常に多い25世帯を超える班（7つの班）を無くす事を主眼に実施した。

③ 自主防災組織案

地域の住民が協力して自主的に地域の防災活動を行う為の「自主防災組織」を編成し、非常時の対応強化を図る必要があるとの提言を受け、検討した結果、別途「さくら山王自治会自主防災活動要領」を定める事とした。活動要領は、目的、活動拠点、組織、活動内容、本部及び役員の任務、役員の選出及び各班の配分、ブロック割表を定め、承認後速やかに活動を開始するものとする。

④ 京成バス路線誘致

佐倉南高校／大崎台団地線開通後、佐倉市役所及び京成電鉄に対して物井駅迄の延長を再度依頼した。しかしながら、既開設の路線の利用者が少なく経営が厳しい状況である事より、当自治会の要望が早速取り入れられる可能性は低いと言わざるを得ないが、慎重に検討頂いている。

⑤ さくら山王共有施設維持管理組合の自治会組織への統合問題

さくら山王共有施設維持管理組合は平成2年に、次の事業を推進する事を目的に設立され、その業務を中央商事株式会社より移管された。

1. 組合員が出資した維持管理分担金の管理運営に関する事
2. 佐倉市より受ける街灯補助金の管理運営に関する事
3. 共有施設の維持管理に関する事

尚、この当時の全分譲数約1300区画のうち、自治会員数は200～300戸程度であり維持管理組合と自治会の存在意義が認められた。

その後、現在までに次の様な環境変化があった。

1. 平成6年11月に維持管理の大きな目的であるテレビ共視聴施設を東関東ケーブルテレビ296へ移管した。
2. 平成8年4月（さくら山王共有施設維持管理組合第7回定時総会）に、東関東ケーブルテレビ296へ移管後の維持管理分担金残金は山王集会所の内外装修理準備金・空調機購入準備金・備品・その他の為に使用される事が決定した。
3. 平成10年4月（さくら山王共有施設維持管理組合第9回定時総会）にてテレビ施設維持管理分担金／テレビ施設大修理分担金は集会所維持修繕等準備金に変更された。
4. 街灯の維持管理主体業務は自治会役員が実施している。
5. さくら山王維持管理組合員数に占める自治会員数が1000戸になりつつあり、組合員の7割以上が自治会会員を兼ねている。

以上の状況を幹事会／役員会で協議した結果、自治会と維持管理組合の併設に存在意義が薄れた事と、組織が二分されている事による二重業務の派生及び両組織間での意志統一の為の調整業務が生じて煩雑になっている事を防ぐ為、さくら山王共有施設維持管理組合を自治会施設部（新設）へ移管する事とする。移管時期は、自治会規約の改定、さくら山王共有施設維持管理組合第10回定時総会にての承認を伴う事より、平成12年4月1日とする。尚、統合化案が維持管理組合総会にて不承認の場合は、自治会総会にての承認は無効として取り扱い、新年度事業計画にて継続審議する事とする。

⑥ 集会所建替え等の為の財源確保

「集会所維持修繕等準備金」を集会所の老朽化対策に活用するが、平成10年度初期で約1800万円しか無く、今後の集会所維持修繕及び2020年頃に想定されるの建替え費用としては不足している。建替え時に市からの補助金を見越しても実質資金として約7000万円必要である。財源枯渇の状況を踏まえ、又将来的な集会所の必要性（児童数減少による学校施設の共同利用）や、行政施設との併用等も検討したが、まずは将来的に困らぬ為にも平成12年度より立替え積立金を「平成9年度さくら山王共有施設維持管理組合からの提言」どおり徴収する事したい。（月額150円）

II. 総会及び役員会関係

1. 総会

平成10年4月12日、第十二回定期総会において平成10年度事業計画・同予算及び役員が承認された。

2. 役員会・幹事会

・第1回（平成10年4月18日）

- 1)幹事自己紹介、民生委員挨拶、母子福祉推進委員挨拶
- 2)平成10年度事業計画の推進方法についての討議
物井駅自転車駐輪問題／集会所建て替えのための財源確保／班編成見直しの検討／共有施設維持管理組合の自治会組織への統合／自主防災組織の検討／集会所の運営管理方法の見直し／自治会未加入者の加入促進／京成バス延長要望検討

・第2回（平成10年5月16日）

- 1)子供会役員自己紹介と協力関係について
- 2)社会福祉法人「愛光」挨拶及び特別養護老人ホームについての概要説明
- 3)定期防災パトロールと夏期防災パトロール実施について
- 4)応急手当講習会の開催を検討
- 5)ゴミ置き場におけるゴミの散乱苦情と対応策（カラスとネコ）
- 6)さくら山王夏祭り開催決定
- 7)佐倉市社会福祉協議会会費納入：一世帯500円（例年通り自治会費より納入）
- 8)日本赤十字社社員（会員）寄付金納入：一世帯500円（例年通り自治会費より納入）
- 9)集会所のスリッパ入れとスリッパの補充、テレビ廃却
- 10)路上駐車禁止の対応策検討、空き地でのゴミ焼却問題、山王公園へのオートバイ乗り入れ問題、山王公園付近の放置レッカー車処理

・第3回（平成10年6月20日）

- 1)外部団体との交流（佐倉市防犯研修会、消防団後援会会长会議）
- 2)青空駐車問題の討議（自主排除に向けた活動計画の確認）
- 3)物井駅前駐輪場料金値下げ折衝の予定確認
- 4)自治会費値上げ問題の検討
- 5)班編成の見直し完了迄は、必要な班に対し回覧物を2部配付
- 6)自主防災組織結成の方向性の確認

・第4回（平成10年7月18日）

- 1)集会所周囲の植栽剪定についてその範囲と費用を検討の結果、全体実施時の費用見積もり入手決定
- 2)鹿島川堤防の雑草処理を市役所へ依頼の結果、8月に実施予定
- 3)応急手当講習会開催に山王より32名参加し講習修了証を取得
- 4)夏期防災パトロールを全班長参加で実施し、路上駐車の車両のワイパーに注意書きをはさみ、自主排除に向けた活動を確認した
- 5)ちかん未遂事件発生：防犯ブザー販売情報を提供する
- 6)敬老会招待者の名簿確認調査完了

- 7) 夏祭り役割分担決定
 - 8) 3年に1回の民生委員改選にあたり、候補者の推薦依頼
- ・第5回（平成10年8月8日）
- 1) 防災部長変更承認（山田さんから中野さんへ）
 - 2) 民生委員推薦候補者が役員会で検討承認された
 - 3) 集会所周りの全体植栽剪定の費用見積もりを3社競合とする事を決定
 - 4) 夏祭りの模擬店開催について行事部にて慎重に検討した結果、和歌山のカレー事件の直後ではあるが、警戒を厳重にする事で予定通り開催することとした
- ・第6回（平成10年9月17日）
- 1) 「山王フォトコンテスト」開催にあたり自治会が後援する事を承認した
 - 2) 10月4日に開催される敬老会への支援協力要請を役員会にて行う
 - 3) 物井駅前駐輪場問題は一時預かり制度の継続要請を書面にて行う事を除き、料金問題等は完了とする（行政側との十分な交渉と、ある程度の結果を得た）
 - 4) 空き地の雑草対策として、土地所有者に依頼書簡を127通送付した結果、近隣業者宛てに約50件の刈り取り申し込みがあった
 - 5) 10月11日に消火訓練を実施する事に決定
 - 6) 夏期防災パトロールは全役員の協力を得て無事終了したが、路上駐車問題についてはパトロール期間中の実態をまとめて会員へ報告すると共に啓蒙活動の継続実施を行う事で了解を得た
 - 7) 自主防災組織は自治会の中に結成し、非常事態における役割の明確化を中心検討続行する
 - 8) 夏祭は盛会の内に無事終了し、賛助金707,000円を得た
 - 9) 班の再編成は、出来るだけ平準化を思考した案を11月末迄に作成する
 - 10) 高齢者ケアセンターはちす苑新築工事の概要説明を受ける
- ・第7回（平成10年10月17日）
- 1) 消火訓練が10月11日に23名の参加者を得て、有意義な訓練が行われたとの報告
 - 2) 全戸一斉清掃は、天候の影響にて25日に延期する事で連絡網をまわす
 - 3) 自治会清掃用として、動力草刈り機を一台購入する事が承認された
 - 4) 根郷図書館（仮称）建設説明会が10月3日に根郷中学校にて開催され、施設概要、工事概要等の内容を報告
 - 5) 夏祭用機材の購入について、機材、時期、会計処理等について検討した結果、次回の役員会にて決定予定
 - 6) 班の再編成については、現在25戸以上の班について分割する方向で役員会で審議する予定
- ・第8回（平成10年11月21日）
- 1) 集会所周りの植栽剪定について、三者相見積の結果最低価格提示業者の茂原商工へ発注する事で了承される
 - 2) 夏祭用機材は行事部提案に従い、今期購入する事で承認される

- 3)京成バス物井駅迄の延長を、10月30日に佐倉市、京成電鉄へ要望書提出
- ・第9回（平成10年12月19日）
- 1)京成バス物井駅迄の延長について、再度口答にて市長へ依頼済み
 - 2)自治会未加入者の加入促進を図るため、加入のお勧めを書面にて行うと同時に戸別訪問を実施したが、新規加入者を得るには至らず
 - 3)年末パトロールを実施
 - 4)集会所周りの植栽剪定は1月中旬に実施予定
 - 5)自主防災組織案が役員会にて承認された
 - 6)さくら山王共有施設維持管理組合との統合案が役員会にて承認された
 - 7)班編成の見直しと検討案が役員会にて承認された
- ・第10回（平成11年01月16日）
- 1)12月31日にタバコと思われる不審火による火事が発生
 - 2)新班長の選定を現班長に依頼
 - 3)平成11年度の自治会長、副会長、幹事の公募開始
立候補申込締め切り：2月14日
幹事／役員選出：2月20日
- ・第11回（平成11年02月20日）
- 1)平成11年度の三役、幹事の応募が無い為、新班長会議にて会長等幹事役員の選出、各班長の所属部会の決定を行った
 - 2)自治会が後援して実施した「山王フォトコンテスト」の終了を報告
 - 3)第十三回定期総会に向けてのスケジュール／役割を再度確認
- ・第12回（平成11年03月13日）
- 1)第十三回定期総会議案書（案）が承認された
 - 2)総会の段取り等を協議、決定した
 - 3)新三役への引継ぎを行った
 - 4)新幹事が役員会を傍聴

III. 地域社会の福祉向上に関する事

1. 福祉部関係

- 1)日本赤十字社、社資として483,500円を納入した（6月）
- 2)佐倉市社会福祉協議会会費として、483,500円を納入した（6月）
- 3)子供会行事を協賛する為、助成金として248,400円を支出した（7月）
- 4)さくら山王ワンツークラブを後援するため、助成金として120,000円を支出した（7月）
- 5)「愛の一円募金」に協力して、社会を明るくする運動佐倉市実行委員会へ募金として27,330円を拠出した（8月）
- 6)佐倉市社会福祉協議会根郷支会の会議に出席した（6、9月）
- 7)赤い羽根共同募金の活動を支援して、千葉県共同募金佐倉支会へ募金414,373円を取りまとめ拠出した（10月）
- 8)佐倉市社会福祉協議会根郷支会主催による敬老会（於：根郷小学校）に協力

して山王地区敬老者を招待し、接待した（10月）

- 9) 歳末助け合い運動に協力し、佐倉市社会福祉協議会へ100,000円を拠出した（12月）

2. 行事部関係

和歌山カレー事件の後ではあるが、警戒を厳重にする事で山王地区の納涼祭り「さくら山王夏祭り'98」を山王小学校のご厚意により無事終了した。
(8月22日)

IV. 環境衛生に関する事（環境部）

- 1) 例年どおり月一回（4、8月を除く）各公園、駅前ロータリー、及び跨線橋及び側道の清掃を行った
- 2) 鹿島川堤防の雑草処理を市役所へ依頼（7月）
- 3) 空き地雑草を調査し、草刈り要望を土地所有者に申し入れた（9月）
- 4) 調整池周辺雑草除去を市役所へ依頼（9月）
- 5) 物井駅東口駐輪場の一時預かりを四街道市役所へ要望（10月）
- 6) 全戸一斉清掃を行った（10月）
- 7) 集会所周りの植栽剪定を実施（1月）

V. 防犯・防災に関する事（防災部）

- 1) 毎月一回、山王地区内の定期防災パトロールを実施
- 2) 特別防災パトロールを夏休みと年末に実施すると同時に路上駐車防止の為の啓蒙活動を実施（7/19-8/23迄の毎土日、12/12-12/23迄の毎土日、及び祭日）
- 3) 応急手当の知識、救命についての意識向上のため、佐倉消防署協力の下、応急手当講習会を実施した（7月4日）
- 4) 夜間の治安維持の為、佐倉警察署に防犯パトロールの強化を要請（7月）
- 5) 街灯の保守を実施した（各班長協力の下、常時実施）
- 6) 防犯・防災、交通安全に関して山王地区住民に対して呼び掛けをした
- 7) 佐倉市消防団第四分団及び、大田消防団に後援会費を拠出した
- 8) 佐倉防災のご協力により、消火器を使用した消火訓練を山王小学校の校庭を借用し実施した（10月）

VI. その他

- 1) 自治会活動の広報の為、毎月「自治会だより」と「幹事会・役員会の議事録」を作成し回覧した。
- 2) 市行政等からの回覧、配布物を会員に回覧、配布した。

平成9年度会計報告

(平成10年3月1日～平成10年3月31日)

収入の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	摘要	
前年度繰越金	3,398,766	3,398,766		
会 費	3,906,000	4,275,000	4,276,700	中途入会者 1,700
協 力 金	220,000	251,940		
雜 収 入	260,000	271,383	293,552	
集会所使用料	250,000	244,500	265,150	2月分使用料 20,650
電話使用料	10,000	11,980	12,920	2月分使用料 940
受取利息他		14,903	15,482	下期分利息 579
合 計	7,784,766	8,197,089	8,220,958	

支出の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	摘要	
福祉関係	980,000	1,060,616		
環境衛生関係	340,000	349,867	367,134	ジュース代 17,267
防犯防災関係	100,000	58,738		
各種行事関係	1,700,000	1,776,493		
助成金	420,000	427,800		
事務関係費	920,000	684,759	685,886	
総会費	30,000	—		
事務消耗品	100,000	138,403	139,530	ファイル代 1,127
役員会費	50,000	83,129		
涉外対外費	80,000	9,322		
他活動費	500,000	324,590		
慶弔費	160,000	129,315		
集会所運営費	634,000	572,720	616,957	
水道光熱費	488,000	500,888	540,999	電気 39,387 ガス 724
電話使用料	46,000	50,904	55,030	電話 4,126
消耗品	30,000	16,623		
機器修理代	70,000	4,305		
予備費	2,690,766	423,675		
次年度繰越金		2,842,421	2,803,659	-38,762 繰越金減少
合 計	7,784,766	8,197,089	8,220,958	

平成10年度会計報告

(平成10年4月1日～平成11年2月28日)

収入の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	摘要
前年度繰越金	2,803,659	2,803,659	
正会員会費	4,082,400	4,074,000	中途入会者分 11,200
賛助会員会費	288,000	282,000	敬愛・愛光 各120,000 ファミリーマート 6,000 京葉銀行・郵便局・さかた 各12,000
協力金	220,000	251,050	佐倉市公園清掃協力金
雑収入	260,000	280,960	
集会所使用料	250,000	269,550	
電話使用料	10,000	8,680	
受取利息他		2,730	
合計	7,654,059	7,691,669	

支出の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	摘要
福祉関係	1,100,000	1,077,279	日赤社費 483,500、社協費 483,500 歳末助け合い100,000、敬老会他 10,279
環境衛生関係	390,000	602,938	ジュース代 295,952、清掃用品 40,904 雑草処理依頼通信費他 266,082
防犯防災関係	100,000	63,808	消火器点検交換 62,475、灯油代 1,333
各種行事関係	1,700,000	995,136	納涼祭補助(別途収入:賛助金707,000、売上329,900)
助成金	450,000	368,400	子供会 248,400、ワンツークラブ 120,000
事務関係費	650,000	560,703	
総会費	20,000	10,007	
事務消耗品	150,000	107,036	用紙代 103,246、レターケース他 3,790
役員会費	80,000	69,266	
涉外対外費	50,000	11,833	三役名刺代 9,450、撮りつきりカメラ他 2,383
他活動費	200,000	201,740	自治会活動保険 201,330、通信費他 410
慶弔費	150,000	160,821	慶 95,000、弔65,821(端数は香典袋代)
集会所運営費	650,000	553,487	
水道光熱費	500,000	448,926	電気 411,581、水道 28,359、ガス 8,986
電話使用料	50,000	43,138	
消耗品	30,000	22,423	集会所清掃用品 4,153、スリッパ 18,270
機器修理代	70,000	39,000	スリッパ入れ設置 30,000、排水管洗浄 9,000
予備費	2,614,059	559,127	テント・机購入 554,925 手数料他 4,202
次年度繰越金		2,910,791	
合計	7,654,059	7,691,669	

平成10年度会計報告

(平成11年3月1日～平成11年3月31日)

収入の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	本決算金額	摘要
前年度繰越金	2,803,659	2,803,659		
正会員会費	4,082,400	4,074,000	4,076,350	中途入会者分 2,350
賛助会員会費	288,000	282,000		
協力金	220,000	251,050		
雑収入	260,000	280,960	307,632	
集会所使用料	250,000	269,550	295,000	25,450
電話使用料	10,000	8,680	9,330	650
受取利息他		2,730	3,302	572
合計	7,654,059	7,691,669	7,720,691	

支出の部

単位:円

項目	予算金額	決算金額	本決算金額	摘要
福祉関係	1,100,000	1,077,279		
環境衛生関係	390,000	602,938	632,413	ジュース代 29,475
防犯防災関係	100,000	63,808		
各種行事関係	1,700,000	995,136		
助成金	450,000	368,400		
事務関係費	650,000	560,703	606,440	
総会費	20,000	10,007	20,593	筆耕料他 10,586
事務消耗品	150,000	107,036	132,187	25,151
役員会費	80,000	69,266		
涉外対外費	50,000	11,833		
他活動費	200,000	201,740		
慶弔費	150,000	160,821	170,821	10,000
集会所運営費	650,000	553,487	708,054	
水道光熱費	500,000	448,926	489,883	電気 39,981、ガス 976
電話使用料	50,000	43,138	47,548	4,410
消耗品	30,000	22,423		
機器修理代	70,000	39,000	148,200	机修理代 109,200
予備費	2,614,059	559,127	559,283	手数料 156
次年度繰越金		2,910,791	2,709,878	
合計	7,654,059	7,691,669	7,720,691	

平成 10年度 消防団後援会費収支報告

(平成10年4月1日～平成11年3月31日)

収入の部

単位:円

項目	平成9年度 実績金額	平成10年度 実績金額	摘要
前年度繰越金	2,929,125	3,096,290	防災準備金 2,440,000 、 繰越金 656,290
会 費	802,350	824,400	前期 531,050 、 後期 293,350
受 取 利 息	315	7,643	定期 5,177(H9年度分) 2,057 、 普通 409
合 計	3,731,790	3,928,333	

支出の部

単位:円

項目	平成9年度 実績金額	平成10年度 実績金額	摘要
後 援 会 費	235,500	241,750	佐倉市消防団第4分団
後 援 会 費	400,000	400,000	太田消防団
防災準備繰越金	2,440,000	2,500,000	(2,440,000 より増額)
次年度繰越金	656,290	786,583	
合 計	3,731,790	3,928,333	

平成10年度 監査報告書

平成10年4月1日より平成11年3月31日間での帳簿、証票類並びに会計書類等を調査したところ、適正かつ正確に処理されておりました。

従つて、本総会に提出されました決算報告は、全て適正であることを認めます。

平成11年 月 日

平成10年度監事

2-41-8 安蒜平治

2-57-1 丸谷秀範

平成11年度 事業計画案

I. 計画の概要

佐倉市で最大規模の自治会として、又「さくら学園ニュータウン」として成熟した街へと発展してきた当自治会の各種事業も安定期に入っている。

しかし、ニュータウン分譲当初より緑化協定及び建築協定による環境保全が図られていたが、協定有効期限が平成12年3月31日までとなっている事を考慮しながら、今後とも快適な住環境を維持する為の方策を検討しなければならない。又、さくら山王共有施設維持管理組合との統合、自主防災組織運営、集会所建替え資金等の課題に対応する為の組織／財政面での検討を継続する必要がある。

① さくら山王共有施設維持管理組合の自治会への統合について

維持管理組合事業を自治会施設部（新設）に移管した時の防災部／施設部の活動要領と資金管理の両面から検討・準備する必要がある。

② 緑化協定／建築協定後の対応策について

両協定により、「さくら学園ニュータウン・山王」が高度に街並みの整った快適な住環境をつくりだしてきた。この協定の有効期限切れを来年4月に向かえるにあたり、住宅地としての環境を高度に維持増進していく為に、山王住民の意見、影響範囲の把握、他自治会の動向、自治体の方針等を検討する必要がある。

③ 自治会費の値上げについて

未だ着手されていない

平成9年度さくら山王共有施設維持管理組合からの提言を踏まえて、自治会費値上げ案について検討を継続する。平成10年度役員会においても検討してきたが集会所建て替え積立金の徴収開始と値上げが同時では各戸での負担が大き過ぎる事と、僅かではあるが自治会費予備費が残っている事から、平成11年度の検討事項としたい。

II. 地域社会の福祉向上に関する事

- 1) 日本赤十字社社資、社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会会費を納入する
- 2) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会への参加と協力を行う（敬老会、福祉懇談会）
- 3) さくら山王ワンツークラブを後援する
- 4) 子供会を後援し、行事を協賛する
- 5) 愛の一円募金、赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動への協力をする
- 6) 社会福祉法人「愛光」との友好関係の維持を図る
- 7) 行事（夏祭り、その他）の開催
- 8) その他

III. 環境衛生に関する事

- 1) 定例清掃（4月、8月を除く毎月）の実施：街区公園、駅前ロータリー、跨線橋、側道等。全戸一斉清掃（10月）の実施。
- 2) 空き地分譲地の雑草除去手配（夏、冬）
- 3) 公園、街路灯、植え込み等の整備要請
- 4) ゴミ、ペットに関する苦情対策の実施
- 5) より良い住環境保全（建築協定、緑化協定）の維持、指導
- 6) その他

IV. 防犯・防災に関する事

- 1) 山王地区内の定期防災パトロールの実施
- 2) 夏休みと年末に特別防災パトロールの実施
- 3) 救急救命に関する事（応急手当講習会実施等）
- 4) 防災・防火に関する訓練実施（消火訓練実施等）
- 5) 佐倉市消防団第四分団及び太田消防団への後援
- 6) 佐倉警察署、佐倉消防署、市防災課、及び消防団との協力による地域内安全維持
- 7) その他

V. 行政当局との交渉に関する事

- 1) 佐倉市連絡長会議への参加
- 2) 懸案事項並びに要望事項の解決推進
 - ・自転車駐輪場一時預かり制度の早期実現
 - ・京成バス物井駅迄の路線延長の早期実現等
- 3) 諸連絡の回覧・配布
- 4) その他

VI. 集会所の運営管理

- 1) 集会所の美化、破損個所の修理、整理整頓等の促進
- 2) 破損什器、備品類の修理・交換
- 3) その他

平成11年度予算案

(平成11年4月1日～平成12年3月31日)

収入の部

単位:円

項目	予算金額	摘要
前年度繰越金	3,283,214	2,709,878.-
正会員会費	4,074,000	350円／月 × 12ヶ月 × 970戸
賛助会員会費	288,000	1万円／月 × 12ヶ月 × 2件、1千円／月 × 12ヶ月 × 4件
公園清掃協力金	250,000	
集会所使用料	250,000	
電話使用料	10,000	
合計	8,155,214	7,818.

支出の部

単位:円

項目	予算金額	摘要
福祉関係	1,100,000	日赤 486,000、社協費 486,000 歳末助け合い他 128,000
環境衛生関係	450,000	ジュース代 300,000、用具代及びごみ袋他 150,000
防犯防災関係	100,000	消火器他
各種行事関係	1,700,000	納涼祭補助 1,700,000
助成金	400,000	子供会 280,000、ワンツークラブ 120,000
事務関係費	770,000	
総会費	20,000	会場施設費他
事務消耗品	130,000	用紙代、コピートナー他
役員会費	80,000	
涉外対外費	30,000	交通費、通信費、交際費他
他活動費	350,000	自治会しおり、自治会活動保険他
慶弔費	160,000	
集会所運営費	650,000	
水道光熱費	500,000	電気 460,000、水道 28,000、ガス 12,000
電話使用料	50,000	
消耗品	30,000	
機器修理代	70,000	集会所機器修理代
予備費	2,985,214	2,411,878.-
次年度繰越金		
合計	8,155,214	7,581,878.-

平成11年度 自治会幹事役員案

役職名	氏名	住所	電話番号
会長	山寄 進	1- 1- 1	486-9300
副会長	遠藤 昭男	2-33-10	485-2152
副会長	中島 康善	2-47-11	484-1549
総務部 部長	有田 三男	2-64- 1	484-2976
総務部 副部長	矢部 春彦	1-10- 7	484-2665
総務部部長補佐	野村 恒雄	1-40- 9	484-2930
総務部部長補佐	梅本 初男	2-21-18	484-2750
会計	市成 直広	2-55- 2	486-5235
会計補佐	石井 英樹	2-61-11	485-2820
監事	飯嶋 三夫	1-20- 3	484-6841
監事	瀧田 哲夫	2-24- 7	483-1102
防災部 部長	若村 忠	2-27-15	485-7331
防災部 副部長	矢野 義信	2-23-15	486-8055
環境部 部長	成田 文義	1-17-10	486-5766
環境部 副部長	寺島 守	1- 3- 4	486-3186
行事部 部長	片山 泰之	2-14- 6	486-7843
行事部 副部長	樹村 光雄	1-12-11	484-8028
福祉部 部長	小松 孝之	2- 8-14	486-9558
福祉部 副部長	花坂 美智子	2- 5- 1	484-3112

平成11年度 役員(班長)名簿

99年2月20日現在

班名	班長氏名	住所	電話番号	戸数	担当街区	所属部会	備考
丁目	1 山㟢 進	1-1-1	486-9300	15	1・6・	会長	
	2 寺島 守	1-3-4	486-3186	18	2・3・5・	環境部副部長	
	3 藤原 永貴	1-8-16	485-9416	19	7・8・	防災部	
	4 樹村 光雄	1-12-11	484-8028	12	11・12・	行事部副部長	
	5 矢部 春彦	1-10-7	484-2665	14	10・14・	総務部副部長	
	6 金子 金平	1-16-1	486-3462	13	15・16・	福祉部	
	7 成田 文義	1-17-10	486-5766	19	17・18・	環境部部長	
	8 飯嶋 三夫	1-20-3	484-6841	14	19・20・	監事	
	9 渡辺 孝	1-21-16	486-4362	12	21・45(1~9)	行事部	
	10 若林 隆史	1-45-13	484-0932	18	22・23・24・45(10~22)	福祉部	
	11 高橋 玄	1-25-6	486-5425	16	25・26・	行事部	
	12 大久保 政幸	1-27-16	486-2302	13	27・	防災部	
	13 小川 一雄	1-28-13	485-2930	14	28・	環境部	
	14 田中 紀文	1-29-1	486-7639	12	29・30(1~9)	行事部	
	15 鈴木 寛博	1-31-4	485-6737	15	30(10~17)・31・	行事部	
	16 小倉 正弘	1-32-11	486-8188	14	32・	防災部	
	17 唐木 功	1-34-13	484-2022	16	34・	防災部	
	18 西脇 泰伸	1-35-9	486-9813	18	35・	行事部	
	19 中村 正克	1-36-7	485-7916	10	36・	福祉部	
	20 宇井 哲二	1-37-14	485-8395	17	37・	行事部	
	21 今泉 平治	1-39-9	486-9822	15	38・39・	環境部	
	22 野村 恒雄	1-40-9	484-2930	19	40・41・	総務部	
丁目	23 牧野 孝雄	2-1-20	484-4921	18	1・	防災部	
	24 内田 一秋	2-2-12	486-0454	17	2・3・	防災部	
	25 花坂 美智子	2-5-1	484-3112	14	4・5・	福祉部副部長	
	26 品川 英輝	太田-1170-1	483-1310	8	バーナースタウン	行事部	
	27 杉村 文夫	2-6-15	486-5015	18	6・	行事部	
	28 池永 真亘	2-7-12	486-2083	17	7・	行事部	
	29 小松 孝之	2-8-14	486-9558	16	8・	福祉部部長	
	30 伊藤 博史	2-10-13	484-8569	21	10・11・	環境部	
	31 紺野 一郎	2-12-3	484-3760	13	12・28・	行事部	
	32 下渡 清純	2-13-2	485-9281	12	13・	行事部	
	33 片山 泰之	2-14-6	486-7843	10	14・	行事部部長	
	34 小川 清孝	2-17-6	484-7097	22	16・17・	防災部	
	35 小田 イチ	2-18-8	484-0751	9	18・	行事部	
	36 中村 英一	2-19-11	486-8943	14	19・	環境部	
	37 三宅 和生	2-30-9	484-3092	20	20・30・31・	環境部	
	38 梅本 初男	2-21-18	484-2750	18	21・	総務部	
	39 田中 明男	2-22-13	486-2457	18	22・	環境部	
	40 矢野 義信	2-23-15	486-8055	19	23・	防災部副部長	
	41 瀧田 哲夫	2-24-7	483-1102	17	24・	監事	
	42 夏井 秀一	2-25-15	485-2938	19	25・	防災部	
	43 千葉 孝信	2-26-14	485-7594	19	26・	防災部	
	44 若村 忠	2-27-15	485-7331	18	27・	防災部部長	
	45 小山田 寛	2-29-14	484-7079	15	29・	防災部	
	46 遠藤 昭男	2-33-10	485-2152	12	33・	副会長	
	47 鳴海 英子	2-34-12	486-5122	14	34・	行事部	
	48 北沢 泰彦	2-36-19	484-1398	25	35・36・	防災部	
	49 高木 行雄	2-38-12	485-2077	17	38・	防災部	
	50 村田 稔秋	2-39-12	484-8228	16	39・	行事部	
	51 富田 博丈	2-41-5	486-3639	20	40・41・42・43・44・	環境部	
	52 中塙 謙次	2-45-10	484-6743	12	45・	防災部	
	53 鎌形 秀昭	2-46-11	484-0667	13	46・	防災部	
	54 中島 康善	2-47-11	484-1549	15	47・	副会長	
	55 横田 俊春	2-57-6	483-1055	17	48・57・58・	環境部	
	56 江藤 文彦	2-50-11	484-4053	20	50・	福祉部	
	57 岩見 裕治	2-52-6	485-8250	11	51・52・	福祉部	
	58 市成 直広	2-55-2	486-5235	16	53・54・55・	会計	
	59 清水 譲治	2-56-1	483-0961	11	56・59・	環境部	
	60 若原 宏一	2-60-11	486-0912	13	60・	環境部	
	61 石井 英樹	2-61-11	485-2820	12	61・	会計	
	62 有田 三男	2-64-1	484-2976	25	62・63・64・	総務部部長	
合 計				974			

平成11年度 各協定運営委員案

建築協定運営委員				緑化協定運営委員			
区分と当街区	候補者氏名	街区	新・留信任	区分と当街区	候補者氏名	街区	新・留信任
[第1区] 2丁目 6.7.8. 10.11. 12.28. 13.14. 16. 25.26.27.29 21.22.23.24. 30.31. 35.36. 38.39.	長田 三男	2-12	留任	[第1区] 2丁目 6.7.8. 10.11. 12.28. 13.14. 16. 25.26.27.29 21.22.23.24. 30.31. 35.36. 38.39.	長田 三男	2-12	留任
	福田 豊基	2-13	留任		福田 豊基	2-13	留任
	加藤 英太郎	2-14	留任		加藤 英太郎	2-14	留任
	夏井 秀一	2-25	新任		夏井 秀一	2-25	新任
	千葉 孝信	2-26	新任		千葉 孝信	2-26	新任
	若村 忠	2-27	新任		若村 忠	2-27	新任
	吉田 富士男	2-22	留任		吉田 富士男	2-22	留任
	田中 栄治	2-23	留任		田中 栄治	2-23	留任
	渡辺 貴幸	2-24	留任		渡辺 貴幸	2-24	留任
	三宅 和生	2-30	新任		三宅 和生	2-31	新任
	北沢 泰彦	2-36	新任		北沢 泰彦	2-36	新任
	高木 行雄	2-38	新任		高木 行雄	2-38	新任
[第2区] 1丁目 1.2.3.5.6.7.8 10.11.12.14. 15.16. 17.18. 26. 38.39.				[第2区] 1丁目 1.2.3.5.6.7.8 10.11.12.14. 15.16. 17.18. 26. 38.39			
	伊藤 昇	1-39	留任		伊藤 昇	1-39	留任
	篠塚 武	1-2	留任		篠塚 武	1-2	留任
	宮内 寿雄	1-8	留任		宮内 寿雄	1-8	留任
	矢部 春彦	1-10	新任		矢部 春彦	1-10	新任
	金子 金平	1-16	新任		金子 金平	1-15	新任
	成田 文義	1-17	新任		成田 文義	1-17	新任
[第3区] 1丁目 19.20.21.45 22.23.24.25 27.28.29.30.31 32.41.34.35.36 37.40.				[第3区] 1丁目 19.20.21.45 22.23.24.25 27.28.29.30.31 32.41.34.35.36 37.40.			
	田島 昭夫	1-27	留任		田島 昭夫	1-27	留任
	金野 富男	1-28	留任		金野 富男	1-28	留任
	吉山 透	1-31	留任		吉山 透	1-31	留任
	小倉 正弘	1-32	新任		小倉 正弘	1-32	新任
	唐木 功	1-34	新任		唐木 功	1-34	新任
	西脇 泰伸	1-35	新任		西脇 泰伸	1-35	新任
[第4区] 2丁目 1. 2.3.4.5. 17 18.19.20.33.34. 40.41.42.43.44. 60.61.62.63.64.				[第4区] 2丁目 1. 2.3.4.5. 17 18.19.20.33.34. 40.41.42.43.44. 60.61.62.63.64.			
	土屋 幹雄	2-33	留任		土屋 幹雄	2-33	留任
	大塚 博史	2-34	留任		大塚 博史	2-34	留任
	安蒜 平治	2-41	留任		安蒜 平治	2-41	留任
	若原 宏一	2-60	新任		若原 宏一	2-60	新任
	石井 英樹	2-61	新任		石井 英樹	2-61	新任
	有田 三男	2-64	新任		有田 三男	2-64	新任
[第5区] 2丁目 45.46.47.50. 48.57.58. 53.54.55. 56.59				[第5区] 2丁目 45.46.47.50. 48.57.58. 53.54.55. 56.59			
	福地 正司	2-46	留任		福地 正司	2-46	留任
	鈴木 東一	2-47	留任		鈴木 東一	2-47	留任
	丸谷 秀範	2-57	留任		丸谷 秀範	2-57	留任
	江藤 文彦	2-50	新任		江藤 文彦	2-50	新任
	市成 直広	2-55	新任		市成 直広	2-55	新任
	清水 讓治	2-56	新任		清水 让治	2-56	新任
[第6区] 2丁目 51.52.				[第6区] 2丁目 51.52.			
	高橋 延也	2-52	留任		高橋 延也	2-52	留任
	岩見 裕治	2-52	新任		岩見 裕治	2-52	新任

(注) 運営委員の任期は2年です。留任の委員は前年度からの継続となります。

別添 1

さくら山王自治会規約改定（案）

改定 平成 11 年 4 月 11 日

「追加事項」

（自主防災活動）

第34条 会員は、地震その他の災害時においては、被害の防止及び軽減を図るため、自主防災活動を行うものとする。
なお、自主防災活動要領は、別に定める。

「変更事項」

付 則

（本規約適用日）

第1条 本規約は、平成 11 年 4 月 11 日より適用する。
従来の規約（平成 9 年 4 月 13 日実施）は廃止する。

さくら山王自治会自主防災活動要領（案）

平成11年4月11日

（目的）

第1条 この要領は、さくら山王自治会規約第34条に基づき、会員の隣保共同の精神に則り、地震その他の災害時における被害の防止及び軽減を図ることを目的として、自主的な防災活動を行うために必要な事項を定めるものである。

（活動拠点）

第2条 災害時における自主防災活動拠点は、各地区公園・山王公園・山王小学校及び根郷中学校とし、災害の状況によりその都度臨機応変に対応する。

（組織）

第3条 自主防災活動組織は、自主防災本部と自主防災ブロックをもって構成する。

Aブロック（上の谷公園）…1丁目- 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 10,
11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19,
20, 21, 25, 26, 45-1~9

Bブロック（広町公園）…1丁目- 22, 23, 24, 27, 28, 29, 30, 31,
32, 34, 35, 45-10~22

Cブロック（山王小学校）…1丁目- 36, 37, 38, 39, 40, 41
2丁目- 45, 50, 51, 52

Dブロック（山王公園）…2丁目- 1, 2, 3, 5, 6, パートナーズタウン,
7, 8, 10, 11, 19

Eブロック（郷の台公園）…2丁目- 12, 13, 14, 16, 17, 18, 26, 27,
28

Fブロック（長作台公園）…2丁目- 20, 21, 22, 23, 24, 25, 29, 30,
31

Gブロック（根郷中学校）…2丁目- 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 41,
42, 43, 44, 62, 63, 64

Hブロック（高田公園）…2丁目- 46, 47, 48, 53, 54, 55, 56, 57,
58, 59, 60, 61

2 本部の役員構成は、次のとおりとする。

- ① 本部長 ……会長がその任に当る。
- ② 副本部長 ……副会長がその任に当る。
- ③ 防災委員長 ……防災部長がその任に当る。
- ④ 情報委員長 ……総務部長がその任に当る。
- ⑤ 消火委員長 ……環境部長がその任に当る。
- ⑥ 救出救護委員長 ……福祉部長がその任に当る。
- ⑦ 給食給水委員長 ……行事部長がその任に当る。
- ⑧ 各副委員長 ……各部の副部長がその任に当たる。

3 ブロックの役員及び各班の構成は、次のとおりとする。

- ① ブロック委員長 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)
- ② ブロック副委員長 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)
- ③ 情報班委員 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)
消防班委員 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)
救出救護班委員 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)
給食給水班委員 …… 1名 (各ブロックの班長の中から選出)

尚、会員はいずれかの班に属するものとする。

(活動内容)

第4条 情報・消火・救出救護・給食給水各班の活動内容は次のとおりとする。

- ①情報班 …… 警戒宣言の伝達。デマ防止。災害情報の収集、伝達。避難命令の伝達。災害状況を集約し、防災機関へ通報。
- ②消火班 …… 出火防止の広報。火災警報（見張り）。初期消火活動。
- ③救出救護班 …… 避難地、避難路の安全性の確認。人員点呼。説得。避難誘導。負傷者の救助活動。
- ④給食給水班 …… 非常持出品の指導、備蓄品の確認、管理。炊き出し実施。
給水、救助物資の分配配分。

(本部及びブロック役員の任務)

第5条 本部及びブロック役員の任務は次のとおりとする。

- ①本部長は災害発生時における防災活動を統括する。
- ②副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を行う。
- ③防災委員長は災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- ④情報・消火・救出救護・給食給水の各委員長は各班のとりまとめを行う。
- ⑤各副委員長は各委員長を補佐し、各委員長に事故あるときはその職務を行う。
- ⑥ブロック委員長は各ブロックの応急活動を防災委員長の指令によって統率する。
- ⑦ブロック副委員長はブロック委員長を補佐し、ブロック委員長に事故あるときはその職務を行う。
- ⑧情報・消火・救出救護・給食給水各班の委員は応急活動にあたって自班の活動を指示する。

(ブロック役員の選出及び各班の配分)

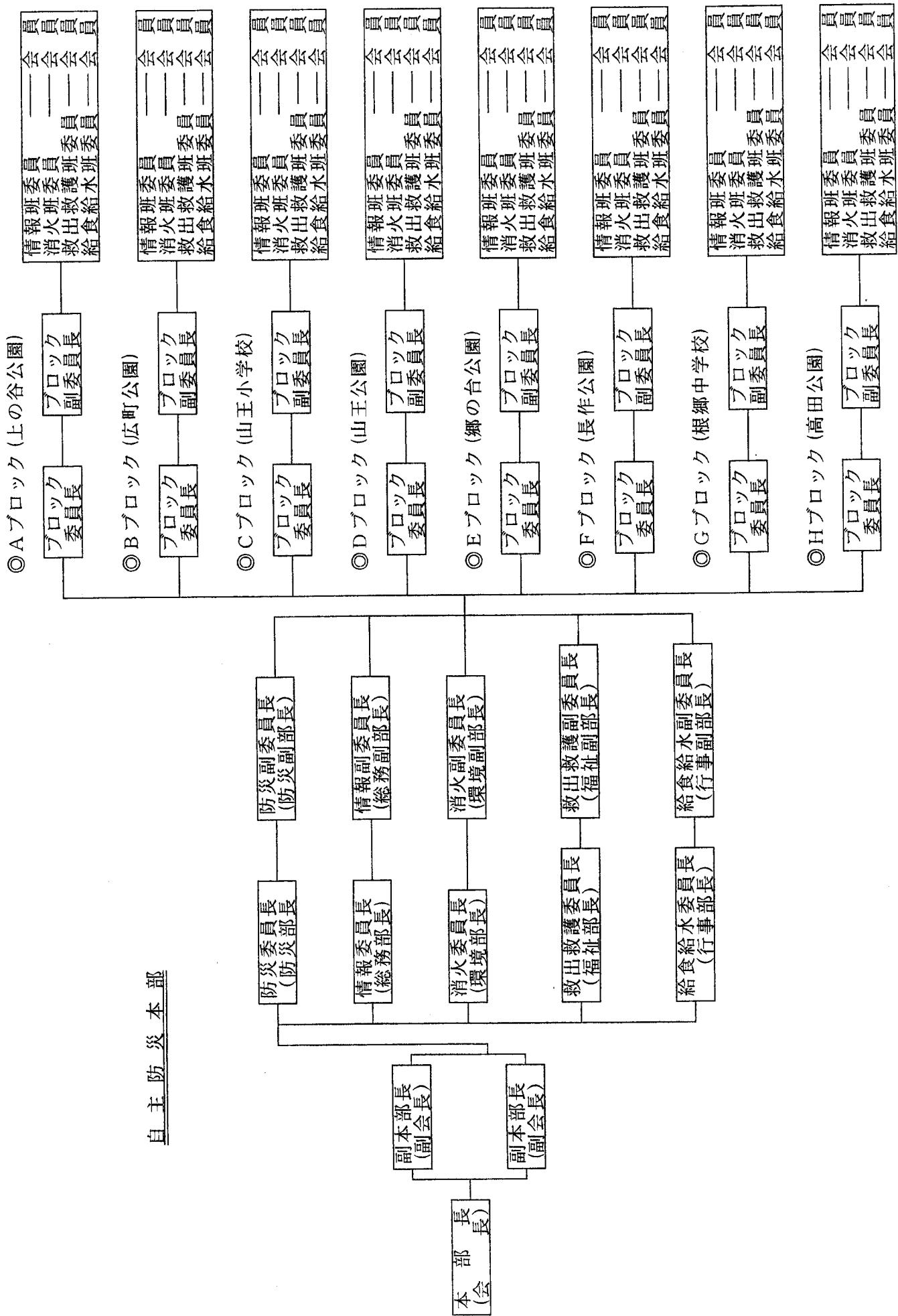
第6条 ブロック役員の選出及び会員の各班への配分については年度当初に各ブロックにおいて決定し、各ブロック委員長は速やかに会長に届け出るものとする。

付 則

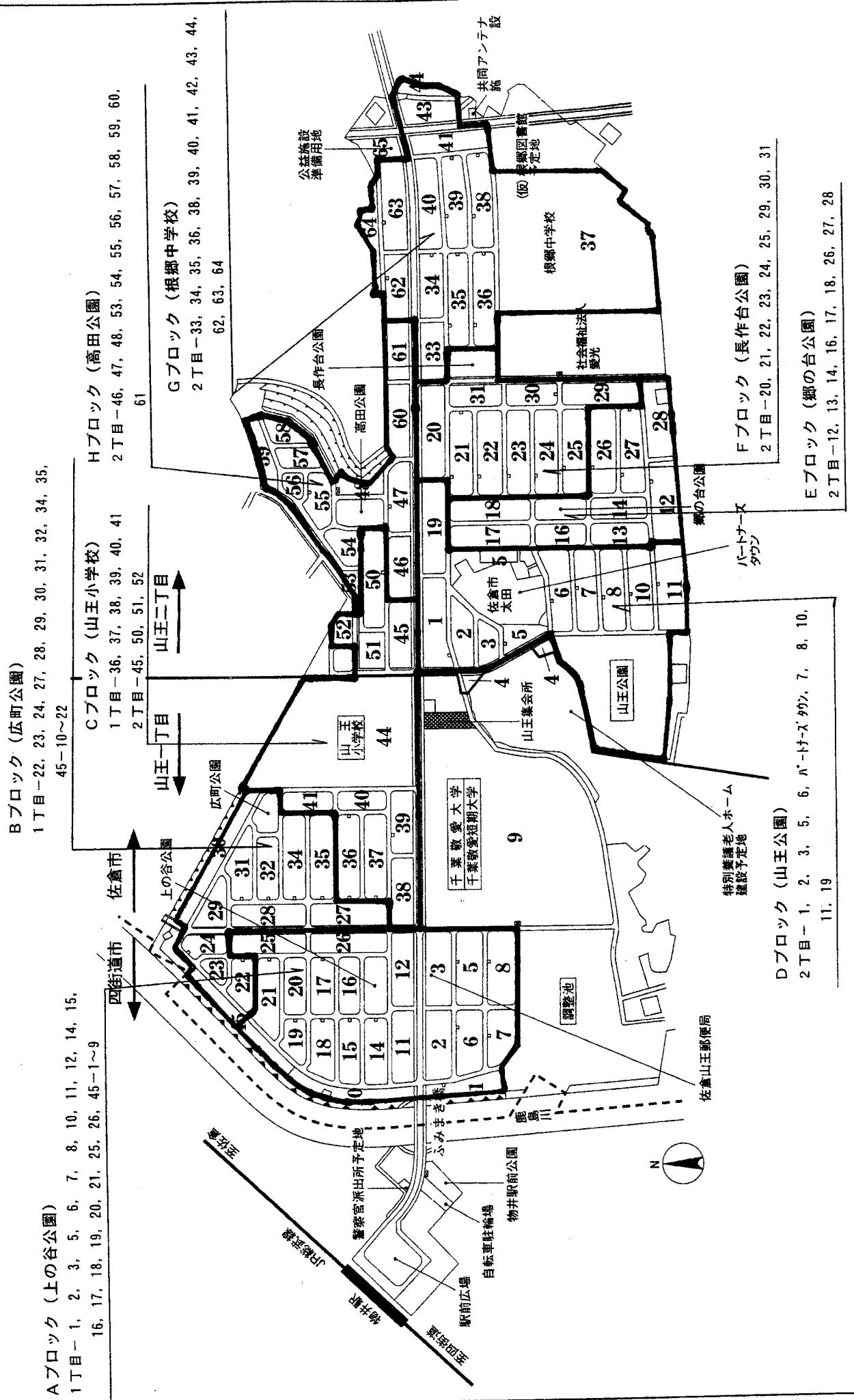
本要領は、平成11年4月11日から適用する。

[圖一] 自主防災活動組織圖

自主防災プロジェクト



[図-2] さくら山王自治会 自主防災活動ブロック割図



[表-1]

自 主 防 災 活 動 ブ ロ ッ ク 割 表

ブロック	街 区
A ブロック (上の谷公園)	1丁目 - 1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 25, 26, 45-1~9
B ブロック (広町公園)	1丁目 - 22, 23, 24, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 34, 35, 45-10~22
C ブロック (山王小学校)	1丁目 - 36, 37, 38, 39, 40, 41 2丁目 - 45, 50, 51, 52
D ブロック (山王公園)	2丁目 - 1, 2, 3, 5, 6, パートナーズタウン, 7, 8, 10, 11, 19
E ブロック (郷の台公園)	2丁目 - 12, 13, 14, 16, 17, 18, 26, 27, 28
F ブロック (長作台公園)	2丁目 - 20, 21, 22, 23, 24, 25, 29, 30, 31
G ブロック (根郷中学校)	2丁目 - 33, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 62, 63, 64
H ブロック (高田公園)	2丁目 - 46, 47, 48, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61

別添2

さくら山王自治会規約（案）

昭和62年 4月12日

改定 平成 5年4月11日

改定 平成 6年4月10日

改定 平成 9年4月13日

改定 平成11年4月11日

改定 平成12年4月 1日

※ 本年4月11日の定期総会において、現自治会規約に34条として「自主防災活動」項目を追加する一部改定の承認事項となっている。

また、平成12年4月1日から共有施設維持管理組合を自治会に統合するため、本自治会規約改定案を策定し、今定期総会での承認事項とした。

第1章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は「さくら山王自治会」と称する。

（構 成）

第 2 条 本会は「さくら学園ニュータウン・山王」（以下ニュータウンという）に居住する者による正会員と、ニュータウンで営業する商店・法人等による賛助会員、及び土地又は土地付き住宅を購入して居住しない者並びに共有施設の利用権者“宅地還元地主、本会が認めた利用権者等”の準会員をもって構成する。

これらを総称して「会員」という。

※ 維持管理組合規約2条の構成員である共有施設利用権者は、土地購入時に共有施設維持管理分担金を支払っているものと認められ、自治会規約に追加する必要があるため、準会員扱いとした。

2 2世帯住宅など複数世帯が同居する場合の扱いは、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。

前者の選択による場合、総会での投票権は代表者一票となり、後者の場合複数票となる。

会費の扱いも同様とする。

3 居住していない（土地所有のみ及び空き家の）者については、その住所を把握し、

必要に応じて連絡、通知する。

※ 現自治会規約には、「・・通知するが会員化は強要しない。ただし、会員となることを妨げない」とあるが、非居住者が正会員又は賛助会員になることはないと思われるため、削除した。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第 4 条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、もって福祉を増進し、住み良い街づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域社会の福祉の向上に関すること。
2. 環境衛生に関すること。
3. 防犯、防災及び交通事故防止に関すること。
4. 行政当局との交渉及びそれによる活動に関すること。
5. 山王集会所の管理運営に関すること。
6. 建築協定及び緑化協定に基づく住環境保全に関すること。
7. 共有施設の維持管理及び維持管理分担金、街灯補助金の管理運営に関すること。

※ 維持管理組合規約 5 条の事業 3 項目を、一つにまとめて追加した。

8. 祭りその他、必要と認めたこと。

(共有施設維持管理分担金の不返還)

第 6 条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。

※ 維持管理組合規約 7 条を維持する必要があるため、追加した。

(共有施設維持管理分担金が不足し、又は不足が予想される場合の負担)

第 7 条 天変地変及び経済情勢の変動等により共有施設維持管理費が不足し、又は不足することが予想される場合、会員は応分の負担をするものとする。

※ 維持管理組合規約 8 条を維持する必要があるため、追加した。

「会員」は、総称会員とするが、今後生ずる集会所建替等積立金及び街路

灯維持管理費の積み立ては、集会所を現に利用する正会員に限るもので良いと考える。

第2章 総 会

(総会の種類)

第 8 条 総会の種類は、定期総会及び臨時総会とする。

(定期総会)

第 9 条 定期総会は、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に開催するものとする。

(臨時総会)

第 10 条 臨時総会は、次の場合に開催することができる。

1. 全正会員の 3 分の 1 以上の要請があったとき。

※ 「全会員」を正会員に限定。

2. 役員会が必要と認めたとき。

3. 会長が必要と認めたとき。

(総会成立及び議決)

第 11 条 総会は、正会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

※ 「会員」を正会員に限定。

2. 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で議決する。

(総会に付議する事項)

第 12 条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 規約の制定及び改廃
2. 役員の信任
3. 事業報告及び収支決算
4. 事業計画及び収支予算
5. その他重要事項

(総会の議長)

第 13 条 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

第3章 役員会

(役員会の成立及び議決)

第14条 役員会は、役員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の多数で決定する。

2 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。

(役員会の決定事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。

1. 総会の招集及び総会に提出する議案
2. 事業運営の具体的方法
3. その他必要と認めた事項

(役員会の召集及び議長)

第16条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請により召集し、会長がその議長となる。

第4章 役員

(役員及び定数)

第17条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 総務 4名 (部長・副部長各1名と他2名)
5. 部長・副部長 各5名 (施設部・防災部・行事部・環境部・福祉部)

※ 維持管理組合との統合により、集会所等の共有施設の維持管理業務を専門に担当する「施設部」を新設し、「総務部」の集会所利用把握及び使用料徴収業務並びに「防災部」の街路灯維持管理業務を移管する。

6. 班長 約20戸に1名
7. 監事 2名
8. 顧問 歴代会長

(役員及び定数)

第 1 8 条 本会の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、総会及び役員会を召集し、かつ会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
3. 会計は、会計事務を行う。
4. 総務は、本会の庶務事項を担当する。
5. 部長は、第5条に定める事業を円滑に推進するため、各事業を各々分担する。
6. 班長は、班内の活動の中心となるとともに、会費の徴収、募金活動及び文書の回覧、配布等を行う。
7. 監事は、本会の財産の状況及び業務の執行状況を監査する。

(役員の選出)

第 1 9 条 会長、副会長、会計、総務、各部の部長及び副部長並びに監事は、役員会において選出し、総会で信任を受けるものとする。

班長は、20戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）から1名とし、原則としてその街区の小さい番号から輪番にて担当するものとする。

ただし、その街区の3分の2以上の戸数の同意署名により、輪番以外の者が担当できるものとする。この場合、再任を除く次の任期ではもとの輪番に戻るものとし、その一巡内は“輪番以外の班長経験者”は輪番から除外する。

(役員の任期)

第 2 0 条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし再任は妨げないが、再任の場合は原則として連続2期を限度とする。

補充又は増員により選出された任期は、現役員の任期の残存期間と同一とする。

(役員の補充、増員)

第 2 1 条 やむを得ぬ事情により、年度途中に役員の補充、増員する場合は、役員会で承認するものとする。

※ 現行では、役員を総会信任事項とし、班長を役員会承認事項としているが、いずれも役員であるのに別に規定したのは、役員の総会信任とは、上記19条の幹事に対する「罷免すべき場合」を考慮したものと考えられるため、通常あり得る年度途中の役員交替にあっては、あえて総会に諮ることなく役員会の承認事項とした。

第5章 会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第23条 本会の経費は次の収入金により賄うものとする。

1. 会費
2. 寄付金
3. 会員の共有施設維持管理分担金
 - a. 集会所維持修繕等準備金（テレビ施設関係CATV296移行残金）
 - b. 街路灯維持管理費

※ 維持管理組合規約23条を維持継続する必要があり、aについては、平成8年4月開催の第7回組合総会及び平成10年4月開催の第9回組合総会において、「テレビ施設関係catv296移行残金」が「集会所維持修繕等準備金」として変更承認されているため、新名称とした。

4. 集会所建替等積立金

※ 集会所の維持及び建て替えを踏まえ、前1号、3号の経費では、将来枯渇することが予想されるため、7条に基づき、新たに25条を新設することとし、その積立金を経費に追加した。

5. 補助金又は交付金

6. その他の収入金

(会 費)

第24条 会費は一戸当たり月額350円とし、6ヶ月分前納とする。

(前期：4月～9月、後期：10月～翌年3月)

※ 周辺自治会と比較すると一番低いものの、自治会行事に対する賛助会員等による寄付・賛助金により、自治会の活動費としては成り立っている実状にあり、別途、将来に向けた集会所建て替え等のために、25条として「集会所建替等積立金」項目を新設したことから、現状どおりとした。

2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納するものとする。

3 年度途中の退会者については、退会の翌月より残存月数に応じ既前納会費を返却するものとする。

(集会所建替等積立金)

第 2 5 条 集会所建替等積立金は一戸当たり月額 150 円とし、6ヶ月分前納とする。

(前期：4月～9月、後期：10月～翌年3月)

2 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納するものとする。

3 年度途中の退会者については、退会の翌月より残存月数に応じ既前納費を返却するものとする。

※ 集会所の建て替え等を踏まえ、23条1号、3号の経費では、将来枯渇することが予想されるため、7条に基づき、新設することとした。

本積立金は、自治会費同様の取り扱いを行い、23条4号の経費に追加し、自治会費とは別途会計として、管理する。

(決算会計等の審議、承認)

第 2 6 条 会長は、前年度の収支状況、実施事業については、監事の監査を経て役員会に諮り、総会にて承認を得なければならない。

(予算の審議、承認)

第 2 7 条 翌年度の予算の審議及び承認については、前条を準用する。

ただし、監査の必要はない。

第 6 章 雜 則

(帳簿等の保管及び閲覧)

第 2 8 条 会長は、次の文書及び帳簿を保存し、会員の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

1. 会計帳簿
2. 総会及び役員会議事録
3. その他保存を必要とする書類

(佐倉市連絡長)

第 29 条 佐倉市長が委嘱する本会の連絡長は、会長がその任に当たるものとする。

(社会福祉協議会運営委員)

第 30 条 佐倉市社会福祉協議会より運営委員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

2 本会が前項の協議会に加入したときは、その会費は本会の資金より支出するものとする。

(防犯指導員)

第 31 条 佐倉警察署より防犯指導員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

(日本赤十字社協賛委員)

第 32 条 日本赤十字社千葉県支部より協賛委員の要請があったときは、会長がその任に当たるものとする。

(賛助会員の権限)

第 33 条 賛助会員の権限は次の通りとする。

1. 賛助会員は、さくら山王自治会規約における議決権を有しない。
2. 賛助会員は、さくら山王自治会規約における諸会議に出席し、かつ、意見・要望を述べることができる。
3. 賛助会員の会費は、正会員 1 戸分以上とする。
4. 自治会、役員会等の情報は、各賛助会員に直接伝達されるものとする。
5. 賛助会員は、班長としての活動・責務を負うことは、これを除外する。
6. 各賛助会員の意見、要望は、これを自治会役員会において提案、審議事項として取り扱うことができる。
7. 自治会役員会の議決事項については、各賛助会員は、これに従うことを原則とする。

議決事項と各賛助会員の意見が相違する場合は、双方が協議して相互繁栄の基調に則り、合意点を見出すこととする。

(準会員の権限)

第 34 条 準会員の権限は次の通りとする。

1. 準会員は、さくら山王自治会規約における議決権を有しない。
2. 準会員は、さくら山王自治会規約における諸会議に出席し、かつ、意見・要望を述べることができる。
3. 準会員の会費は、免除する。
4. 第 5 条の事業 7 のうち、準会員に直接関係するものについては、各準会員に

伝達されるものとする。

5. 準会員は、班長としての活動・責務を負うことは、これを除外する。
6. 第5条の事業7に関する準会員の意見・要望は、これを自治会役員会において提案、審議事項として取り扱うことができる。
7. 自治会役員会の決議事項については、各準会員は、是に従うことを原則とする。
議決事項と各準会員の意見が相違する場合は、双方が協議して相互繁栄の基調に則り、合意点を見出すこととする。

※ **自治会における正会員、賛助会員との権限を区別明確化した。**

(弔慰金)

第35条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する。

※ **自治会正会員と限定した。**

(集会所の管理運営)

第36条 佐倉市より委託された集会所の管理運営は、会長がその任に当たるものとする。

ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。

主な業務は次に定めるとおりである。

1. 集会所の建屋、設備、敷地の管理に関すること。
2. 集会所の運営に関する収支関係の経理に関すること。
3. その他集会所の使用に関すること。

なお、使用については、別に使用規則を定める。

(自主防災活動)

第37条 会員は、地震その他の災害時においては、被害の防止及び軽減を図るため、自主防災活動を行うものとする。

なお、自主防災活動要領は、別に定める。

※ 本年4月11日の定期総会において、現自治会規約に34条として「**自主防災活動**」項目を追加する一部改定の承認事項となっている。

付 則

(本規約適用日)

第1条 本規約は、平成12年4月1日より適用する。

従来の規約（平成11年4月11日実施）は廃止する。